
監 査 公 表

監 査 公 表 第 12 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年12月2日

高知県監査委員
4高行管第259号
令和4年11月2日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和4年8月29日付け4高監報第6号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

内部統制制度の導入に伴い、定期監査において明らかになる不適切な事務処理は減少傾向にあるが、今回判明した事案については、各機関がその発生事実を把握しておらず、リスク管理が十分とは言えない状況である。

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けた指導を行うとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し部下への指導の中心となるチーフに対し、OJTの推進を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己

点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を図っていきます。

第2 指摘事項の該当機関

商工労働部紙産業技術センター

(1) 指摘事項

紙産業技術センター空調設備改修及び新設電気設備工事の契約書において、1ページが落丁していた。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

支出負担行為（契約締結）の決裁後に行う浄書、校合、公印審査において、契約書の内容についてチェックすべきところ、担当者をはじめ公印取扱者までの確認及び照合が十分でなかったことにより、契約書の一部落丁が生じたものです。

(3) 措置状況

当該契約については、令和4年3月1日に完成検査を実施し、その後支払処理も完了していることから、指摘を受けた契約書の訂正等はありません。

今後の対応策としては、製本した契約書の不備を防ぐため、浄書、校合についてはそれぞれ異なる職員が行うこと、また、公印審査時には公印取扱者による確認及び照合を徹底することとしています。

4 高企病第405号
令和4年10月11日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和4年8月29日付け4高監報第6号で報告のありました監査結果に対する措置状況について、下記のとおり通知します。

記

機関名：あき総合病院

1 指摘事項

DPCベンチマーク「EVE」保守業務委託契約において、検査調書が作成されていなかった。

これは、検査職員は、検査を完了したときは検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならないと定めた高知県公営企業局契約規程（以下「契約規程」という。）第33条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 措置状況

今回の不適切な事務処理がなされた原因は、知事部局における検査調書の作成を省略できる取扱いと混同し、検査調書を作成せず、検認表示のみとしていたこと、併せて決裁権者による確認が不十分であったことによるものです。

当該業務委託は、総額 660 千円であることから、契約規程第 21 条第 1 項第 1 号の規定により契約書の作成を省略できますが、委託内容を詳細に定めた仕様書が必要なことから契約書を作成していました。今回のように契約書の作成を省略できるが契約書を作成したものについては、公営企業局においては、検査調書の作成が必要でした。

このたびの指摘を受け、その他の委託事業の状況を点検し、適切に処理できていることを確認しました。

今後こうした誤った事務処理を繰り返すことのないよう、契約事務担当者に対し検査調書に係る取扱いについて周知を行いました。また、決裁権者においても、この規程を理解し誤りのないよう確認させるようにします。